

軽米町パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、町の政策の形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働による開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 町の基本的な政策の策定段階において、その政策の趣旨や内容等を公表し、広く町民から意見を求め、提出された意見の概要及び当該意見に対する町の考え方を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きをいう。
- (2) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 町民等 次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 町内に住所を有する者
 - イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 町内に存する学校に在学する者
 - オ パブリックコメントに付す事案に利害関係を有する者

(対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げるもの（以下「政策」という。）の制定、改正及び策定等（以下「策定等」という。）を行う場合は、パブリックコメントを実施するものとする。

- (1) 総合計画等町の基本的政策を定める計画又は指針
- (2) 個別行政分野における計画その他基本的な事項を定める計画又は指針
- (3) 次に掲げる条例の案
 - ア 町政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
 - イ 町民等に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例

(金銭の賦課徴収に関する部分を除く。)

(適用除外)

第4条 政策の策定等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定を適用しない。

- (1) 町民等の意見を聴取する手続きが法令等で定められている場合
- (2) 迅速又は緊急を要する場合
- (3) 行政に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 内容が軽微なものと認められる場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会提出する場合

(政策の案の公表)

第5条 実施機関は、政策の策定等をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、その政策の案及びその他必要と認められる資料を公表しなければならない。

2 前項の公表は、実施機関が指定する場所での閲覧及び配布、町のホームページを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見の提出)

第6条 実施機関は、町民等が意見を提出するために必要な期間として、政策の案の公表の日から原則3週間以上の提出期間を設けるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があると認めるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項の場合において、実施機関は、意見を提出しようとする町民等に対し、氏名、住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者氏名及び所在地）その他必要な事項の明記を求めるものとする。

3 第1項に規定する意見の提出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール

(5) その他実施機関が適当と認める方法

(意見の取扱い及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を十分に考慮して政策の策定等を行うものとする。

2 実施機関は、政策の策定等を行ったときは、提出された意見の概要及びこれに対する町の考え方を公表しなければならない。ただし、軽米町情報公開条例（平成13年輕米町条例第21号）第7条の規定による非開示情報は、公表しない。

3 意見提出者の氏名その他の個人情報、公表しない。ただし、政策の案の公表の際に、当該情報を公表する予定であることを明示しているときは、この限りでない。

(実施の特例)

第8条 政策について審議会その他の町の附属機関等で審議する場合であって、当該附属機関がパブリックコメントと同様の手続きを経て策定した答申等の内容に沿って、政策の策定等を行うときは、パブリックコメントを行わないことができる。

(実施状況の公表)

第9条 町長は、定期的に各実施機関におけるパブリックコメントの実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の実施の際、現に政策の具体的な策定作業を行っている場合であって、町民等の意見を反映させる機会を確保させる手続きを経たものは、この要綱の相当規定に基づきパブリックコメントを実施したものとみなす。